

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
木村歯科医院	春日部市樋堀五二―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年十二月十一日
しらさぎ薬局	加須市砂原二八三―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年三月三十一日
エムハート薬局 幸手南店	幸手市南二―六一―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年三月三十一日
有限会社桐芳堂薬局	鶴ヶ島市富士見二―六一―一四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年三月三十一日
ヒューマンサポート草加デイサービスセンター	草加市原町二―四―三	通所介護	令和四年三月三十一日